

【公布された条例等のあらまし】

災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第十八号）

一 避難所の設置のために支出する費用等の限度額の引上げを行うこととした。

二 災害のため住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けた者に対し、住宅の応急修理を行うこととし、その修理のために支出する費用の限度額を定めることとした。

三 その他所要の改正を行うこととした。

四 この規則は、公布の日から施行し、令和元年十月一日（一部については、同年八月二十八日）から適用することとした。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則（規則第十九号）

一 旅館業法等の一部改正に伴う所要の改正を行うこととした。

二 その他所要の改正を行うこととした。

三 この規則は、令和元年十二月十四日から施行することとした。

徳島県ふぐの処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十号）

一 徳島県ふぐの処理等に関する条例の一部改正に伴う所要の改正を行うこととした。

二 この規則は、令和元年十二月十四日から施行することとした。

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第二十一号）

一 旅券法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令の一部の施行に伴う所要の整備を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、一については、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日のいずれか遅い日から施行することとした。

徳島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十二号）

一 生態系維持回復事業の認定等について、所要の整備を行うこととした。

二 その他所要の整理を行うこととした。

三 この規則は、令和元年十二月十四日から施行することとした。ただし、二については、公布の日から施行することとした。

徳島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十三号）

一 生態系維持回復事業の認定等について、所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、令和元年十二月十四日から施行することとした。